

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県
農業委員会名：丸亀市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

		農家数(戸)	
総農家数		3139	
自給的農家数		1366	
販売農家数		1773	
	主業農家数	184	
	準主業農家数	421	
	副業的農家数	1168	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

		農業者数(人)	
農業就業者数		2774	
	女性	1431	
	40代以下	233	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

		経営数(経営)	
認定農業者		132	
基本構想水準到達者		25	
認定新規就農者		11	
農業参入法人		11	
集落営農経営		30	
	特定農業団体	0	
	集落営農組織	30	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	2,440	287				2,727
経営耕地面積	2,074	167	58	109		2,241
遊休農地面積	24	11				35
農地台帳面積	2,546	751				3,297

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員			定数	実数	地区数
	定数	実数				
農業委員数	16	16				
認定農業者	—	15				
認定農業者に準ずる者	—					
女性	—	1				
40代以下	—					
中立委員	—	1				

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	30

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,727 ha	755.8 ha	27.7%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足が深刻化している。地域農業を持続、発展させていくために、優良農地の保全と経営体の確保、育成が必要である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 855.8 ha (うち新規集積面積 100 ha)
	令和元年度に綾歌・飯山・旧丸亀5か所の営農組合が解 目標設定の考え方: 散しマイナスとなったが、これまで同様100haの新規集 積を目標とし達成に努める。
活動計画	5月～6月農地パトロール、9月利用意向調査の実施と結果を踏まえて、農地機 構の活用等担い手への貸借を勧めていく。 年間を通して、農業委員、推進委員及び事務局において、遊休化を未然に防止 するため農家の利用状況、意向の把握に努める。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地
のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	3 経営体	2 経営体	2 経営体
	H29年度新規参入者 が取得した農地面積	H30年度新規参入者 が取得した農地面積	R元年度新規参入者 が取得した農地面積
	2.8 ha	1.9 ha	0.8 ha
課 題	食農教育、農業体験などを通じて、地域の農業への理解を深めることが大切で ある。県、近隣市町等との連携により特産品の開発を進め、品質・収量の確保、 販路の新規開拓で農業所得向上を図る。		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数
を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1.0 ha
活動計画	県農業改良普及センター、JA等関係機関と連携して、国・県・市等の補助制度を 活用し新規就農者の支援を図る。 毎月開催される再生協担い手部会で、関係機関相互の支援策を検討する。		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,762 ha	35.0 ha	1.3% %
課 題	毎年、10haの遊休地の解消を目標に、農地パトロール、農家相談等を行っているが、後継者不足等により、新たな遊休農地が発生している。狭隘、かつ不整形な形状から生産効率が低く、複雑な水利慣行など貸借が進まない農地も多い。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 10.0 ha		
		目標設定の考え方: 毎年、10haの遊休農地の解消を目標に、遊休農地の発生防止や荒廃農地の再生に努めている。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		50	5月～6月	7月～8月
		調査方法	市内16ブロックに分けて、全域を調査する。農業委員、推進委員、事務局職員2～3人で、住宅地図、地番図をもとに調査する。重点的に調査するものとして、①令和元年度利用意向調査発出農地②苦情受付農地③納税猶予農地④違反転用の有無など全員で確認する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		9月～10月	11月～12月	
	その他	雑草の苦情等があれば、現地を確認し、地権者宅を訪問し、管理指導を行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,727 ha	0.2 ha
課 題	農地転用制度を十分に知らずに過去に転用してしまっている案件が多い。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	・5月から行う農地利用状況調査をはじめ、日常の農地パトロールにおいて、情報収集に努める。 ・市広報誌や農業委員会だより等を活用して制度の周知・啓発を行なう。 ・「人・農地プラン」の計画策定に積極的に参加し、農地管理等の問題解決に努める。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入